

死刑を考へる

2008 第11号

死刑制度問題ニュース

編集責任

日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会

●主な内容●

- 名張事件に関するシンポジウムを開催……………9
- 昨年12月の死刑執行について……………10
- 死刑執行停止に関する国際的動向……………10
- (資料)死刑判決数の増大……………10

名張事件に関するシンポジウムを開催 あなたも裁判員なら、死刑ですか？無罪ですか？

副委員長 小林 修

シンポジウムの趣旨

名張事件(請求人 奥西勝氏)

は、第7次再審請求に対する請求審の開始決定(2005年4月5日)が異議審決定(2006年12月26日)で取り消されたため、現在最高裁に特別抗告中である。名張事件では一審無罪から控訴審で死刑判決(最高裁で確定)、そして第7次再審請求においても再審開始から取消決定への逆転が起きている。鈴木泉氏(名張事件弁護団長)の言葉を借りれば、再審開始決定も実質的に無罪の内容であり、そのうえで、2度にわたって無罪判断が下されたことをもってしても、この事件が冤罪であることを十分に物語っているものと言える。

パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、鈴木泉氏、江川紹子氏(ジャーナリスト)、大谷昭宏氏(ジャーナリスト)が登壇し、名張事件との関わり、冤罪の原因、冤罪を防ぐための方策、裁判員裁判のあり方といった点について討論を行った。ジャーナリストとしてなぜ冤罪問題に積極的に関わりたのか、という問いに、江川氏も大谷氏も、罪なき人を罰することへの怒りが出発点であることを強調した。大谷氏は特に、死刑制度を維持しながら、再審の門を閉ざすことは許されないと述べた。

同時に両氏からは、冤罪事件を取り上げるための取材活動に様々な困難が伴うことが指摘された。江川氏は名張事件を扱った著書「6人目の犠牲者」の出版に際し、名張事件の現場である葛尾の村人に直接取材を試みているが、普段は温和で優しい村人が、事件のことに触れると途端に険悪な表情になり、「(犯人は)勝に決まってる」と言っただけで口を閉ざしてしまうという。名張事件を冤罪事件として取り上げるとは、「犯人」が決まって取り戻された村の平和をかき乱すことになるからである。

大谷氏も冤罪事件の取材や報道をするとき、「日本全国が葛尾と同じになる」と指摘した。せっかく犯人が決まったのに、なぜ、今さらそれをひっくり返して不安をかき立てるのか?という声が少ないからであるというのである。

冤罪の原因に関して、江川氏は、冤罪の責任は、第1に裁判所、第2に検察官、第3に弁護士(会)、第4に警察とマスコミにある、と指摘した。筆頭に挙げられた裁判所については、冤罪を正す最終的な責任があるのに、裁判官にはその自覚がない、という手厳しい批判もあった。その象徴的な例として、江川氏は、真犯人の発覚により再審が開始された水見事件の再

審公判における裁判長の訴訟指揮を挙げた。この事件で裁判長は、再審公判の冒頭手続で開口一番「被告人は前に出なさい」と命じ、江川氏はこの一言に怒りを抱いたという。冤罪によって服役まで強いられた、多大な被害を受けた被告人に「前に出なさい」はないだろう。まずはお詫びからするべきではないか、との指摘である。

冤罪の責任の所在についての江川氏の意見には、大谷氏、鈴木氏も基本的に賛意を表した。

また、取調べの可視化に関しては、両氏とも賛成という意見であった。この点に関して、鈴木氏は、名張事件の場合、自由直後に行われた記者会見が第7次異議審決定では自由の任意性を担保するもののように扱われていると報告し、

自由した場面だけを録画するよう一部のみの可視化は、かえって危険であると指摘した。

また、冤罪の救済という点に関して、大谷氏は、特に弁護士の役割が大きいと述べた。マスコミと弁護士が協働してはじめて冤罪の救済が可能になるのに、2004年の刑法改正で開示証拠の目的外使用が禁止されたことにより、冤罪の報道をしようと思っても、この規定もたらす萎縮効果のために、弁護士から情報が得られなくなっているという。

この点、コーディネーターから弁護士がマスコミを通じて冤罪を明らかにしようとし、そのために開示証拠を提供することは目的外

使用には当たらないとの日弁連の見解を紹介したが、大谷氏は、それでは不十分で、個々の弁護士に情報を提供するかどうかの判断を委ねるのでなく、日弁連が責任をもって対応するぐらいの覚悟が必要ではないかと指摘した。

大谷氏、江川氏はいずれも裁判員制度に批判的な立場であるが、シンポジウムの最後に大谷氏から「今、最高裁は裁判員制度の導入を抑えて岐路に立っている。名張事件の再審を開始させることで、誤りをきちんと正すのが裁判所である」ということを示さないと、裁判員にはなりたくないと思っ

ている国民の不安を打ち消すことはできない。無実の者には堂々と無罪を言い渡す姿勢を見せることが大事だ」という指摘があった。

布川事件の櫻井昌司氏からは、アリバイを述べているのに、取調官は嘘まで言って取り合わず、疑心暗鬼にさせられた上、嘘の自白をさせられた経緯が報告された。また、名張再審請求棄却決定を下した裁判長が、現在布川事件を担当していることが報告されたが、櫻井氏は、不安な様子を微塵も示さず、むしろ絶対に無罪を勝ち取るとの強い決意を述べられ、奥西さんにも必ず無罪を勝ち取ってほしいとのエールを送った。

最後に、集会の参加者に向けた奥西さんからのメッセージが読み上げられた。死刑判決確定から35年、2008年1月で82歳の高齢となった奥西さんは、一審以来現在まで一貫して無実を訴えている。このメッセージに込められた命を賭した叫びは、参加者の心に強く響いたものと想像される。

革を実現するための大きな転機になる、というのが大谷氏の指摘ではないだろうか。

特別報告

免田事件の免田栄氏からは、死刑囚としての苦痛、犯人として扱われてきたことの苦痛が述べられ、現在でも、年金がもらえない等いまだその被害が続いていることが報告された。奥西勝さんと同様に80才を過ぎた免田氏ではあるが、今も海外に行つて死刑の問題点、その廃止に向けた活動をしている。

布川事件の櫻井昌司氏からは、アリバイを述べているのに、取調官は嘘まで言って取り合わず、疑心暗鬼にさせられた上、嘘の自白をさせられた経緯が報告された。また、名張再審請求棄却決定を下した裁判長が、現在布川事件を担当していることが報告されたが、櫻井氏は、不安な様子を微塵も示さず、むしろ絶対に無罪を勝ち取るとの強い決意を述べられ、奥西さんにも必ず無罪を勝ち取ってほしいとのエールを送った。

最後に、集会の参加者に向けた奥西さんからのメッセージが読み上げられた。死刑判決確定から35年、2008年1月で82歳の高齢となった奥西さんは、一審以来現在まで一貫して無実を訴えている。このメッセージに込められた命を賭した叫びは、参加者の心に強く響いたものと想像される。

奥西さんからのメッセージ

最後に、集会の参加者に向けた奥西さんからのメッセージが読み上げられた。死刑判決確定から35年、2008年1月で82歳の高齢となった奥西さんは、一審以来現在まで一貫して無実を訴えている。このメッセージに込められた命を賭した叫びは、参加者の心に強く響いたものと想像される。

奥西さんからのメッセージ

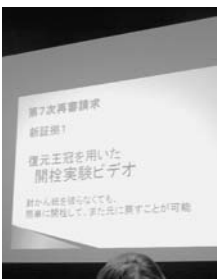
奥西さんからのメッセージ



大谷昭宏氏



江川紹子氏



パワーポイントを使い事件を説明



鈴木泉氏



200名の聴衆が真剣に聞き入った



上一免田栄氏, 下一櫻井昌司氏

1 繰り返される死刑執行
 (1) 昨年(2007年)12月7日、東京拘置所において2名、大阪拘置所において1名の死刑確定者に対し、死刑が執行された。昨年は、既に4月27日に3名、8月23日に3名に対して死刑が執行されており、12月7日の死刑執行と合わせて3回、合計9名に対し死刑が執行されたことになる。

また一昨年(2006年)12月25日には4名が執行されており、約1年の間に4回、合計13名に対し死刑が執行されたこととなる。

(2) 国際的に見れば、死刑廃止国は着実に増加し、1990年当時の死刑存置国96か国、死刑廃止国80か国(法律で廃止している国と過去10年以上執行していない事実上の廃止国を含む。)に対し、2007年12月24日現在、死刑存置国62か国、死刑廃止国133か国と、死刑廃止が国際的な潮流となつてきていることは明らかである。

また、昨年5月18日に示された国連の拷問禁止委員会による日本政府報告書に対する最終見解・勧告においては、死刑の執行を速やかに停止すべきことが勧告されていた。さらに、11月15日には、国連総会第三委員会においてすべての死刑存置国に対して死刑執行の停止を求める決議案が採択されていた。なお、同決議は12月18日に、国連総会において賛成多数で採択された。

12月7日の死刑執行は、このような中で死刑の執行であり、わが国が国際社会の要請に応えないことを宣言する行為に等しいものであった。

2 死刑を執行された者の氏名・犯罪事実・執行場所の公表

(1) 法務省は、これまで死刑執行当日に、死刑執行の事実と人数だ

けしか公表してこなかったが、12月7日の執行については、執行当日、死刑を執行された者の氏名・犯罪事実・執行場所を公表した。

これは法務省によれば、「被害者を始めとする国民からの、更に情報を公開すべきとの要請」が高まっており、「死刑が適正に執行されていることについて国民の理解を得るために、情報公開を進めることが重要であると考えた」結果であるとされているが、以下のような問題点が指摘されている。

(2) まず今回の公表が、「死刑執行の問題点は隠して、正当性だけをアピールする」ものである点である。

昨年12月の死刑執行について

事務局長代行 小川原優之

をアピールする」ものである点である。

そもそも「死刑が適正に執行されている」かどうか(恣意的な死刑の執行が行われていないかどうか、残虐な死刑の執行が行われていないかどうか)を判断するためには、死刑執行対象者を選ぶ基準(執行の順番を決める基準)や具体的な執行の方法、死刑確定者の生活態度や心情面なども含めて公開される必要がある。これらの情報をもとに死刑制度の存廃が広く議論される必要がある。

とところが法務省の今回の公表は、

死刑執行の「正当性だけをアピールする」ためのものであり、「情報操作」であるとの批判が加えられているのである。

(3) また今回の情報の公開が、死刑執行当日の情報公開であり、事前の通知ではない点も指摘されている。

国連のアルプール人権高等弁務官は声明を発表し「これまで秘密裏に執行されてきた死刑の情報が公開されたことは注目に値する」と指摘しながらも、「本人や家族への事前の通知なしに死刑を執行することは、死刑の厳格な適用を定めた国際人権規約に反する」と懸念を示している。

執行を事前に関係者に伝えることは、弁護士に相談して再審の手続などができるようにしたり、第三者的な立場の医師に立ち合わせ執行直前の精神状態を確認することを可能にする。また、家族などに、最後の面会をさせる配慮も必要であると指摘されているのである。

3 日弁連会長声明

日弁連は2002年に「死刑制度問題に関する提言」を発表し、死刑制度の存廃につき国民的議論を尽くし、また死刑制度に関する改善を行うまでの一定期間、死刑確定者に対する死刑の執行を停止する旨の時限立法(死刑執行停止法)の制定を提唱している。

この12月7日の死刑執行に関して、日弁連は、同日、改めて政府に対し、死刑制度に関する情報を広く公開し、死刑制度に関する十分な国民的議論と制度改善を行うまでの一定期間、死刑の執行を停止するよう、重ねて強く要請する旨の会長声明を発表した。全文は日弁連ホームページに掲載されているので、参照されたい。

死刑執行停止に関する国際的動向

事務局長 田鎖麻衣子

2007年は、死刑執行の停止を求める日弁連にとつて、国際的に極めて重要な年であった。5月に拷問禁止委員会によって死刑執行の速やかな停止等が日本政府に勧告されたことは記憶に新しいが、12月18日には国連総会において、死刑執行停止等を求める決議が採択された。

これは欧州連合(EU)を中心とする87か国が共同提案したもので、11月15日の第三委員会での採択を経て、本会議では、賛成104、反対54、棄権29で国連総会として初めて採択された。内容としては、すべての死刑存置国に対し、

①死刑に直面する者に対する権利保障を規定した国際基準を尊重すること、②死刑の適用及び上記国際基準の遵守に関する情報を国連事務総長に提供すること、③死刑の使用を徐々に制限し、死刑の適用が可能な犯罪の数を削減すること、④死刑廃止を視野に入れ、死刑執行に関するモラトリアムを確立することを求めるほか、死刑廃止国にも、死刑を再導入しないよう求めるものである。

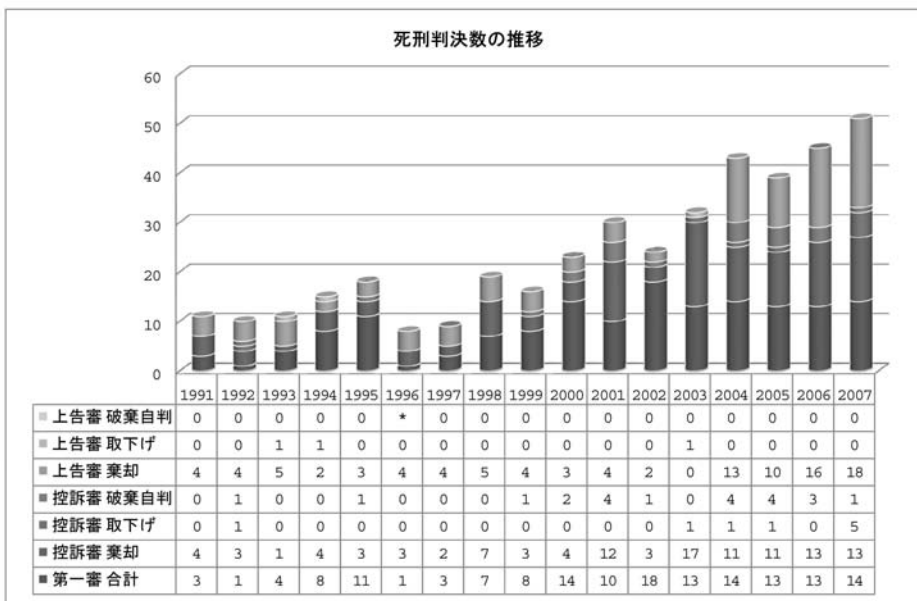
就任当初は死刑問題に対する姿勢が不明とも言われた潘基文(潘・ギムン)国連事務総長(韓国出身)は、「死刑廃止に向けた流れが裏付けられた」と決議を歓迎する声明を発表した。日本は反対票を投じたわけだが、人権状況について一般的などんな評価がなされている国々が反対したかを末尾に示したので、参照されたい。

また、決議に反対した国の中には、日本以外に「先進民主主義国」とされるアメリカでは、連邦最高裁が薬物注射による死刑執行の合憲性を判断するため、全米で死刑の執行が停止状態にあり、2007年12月にはニュージャージー州で死刑が廃止された。このような動きが見られるアメリカとの対比において、実質的には何も変えようとしな

この総会決議に先立つ12月7日には、東京で2名、大阪で1名の死刑が執行されたが、これに対して、アルプール国連人権高等弁務官が即座に抗議のコメントを発表した。これは、事前告知なしの執行は国際法上問題があること、また、75歳の誕生日を目前に控えた死刑囚の執行に触れ、このような高齢者の執行は控えるべきだと述べ、死刑執行の一時停止を求める内容であるが、個別の国の執行について批判のコメントが出されることは、特筆すべき事態である。

また、決議に反対した54か国は、アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、バハマ、バレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベリーズ、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム、チャド、中国、コモロス、北朝鮮、ドミニカ、エジプト、エチオピア、グレナダ、ギアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、マレーシア、モルジブ、モーリタニア、モンゴル、ミャンマー、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パプアニューギニア、カタール、セント・クリストファー・ネイヴィース、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島、サウジアラビア、シンガポール、ソロモン諸島、ソマリア、スーダン、スリナム、シリア、タイ、トンガ、トリニダード・トバゴ、ウガンダ、アメリカ、イエメン、ジンバブエ

資料 死刑判決数の増大



出典：1995～2006年については司法統計年報、2007年については日弁連調べ
 *1996年に最高裁が二審死刑判決を1件破棄自判(有罪)しているが、内容は不明。

い日本政府の姿勢には、国際的に注目が高まっていると言えよう。2008年5月には、国連人権理事会による普遍的定期審査の手続きにおいて日本の人権状況が審査され、この中で死刑の問題は避けて通れないものとなるであろう。そして、10月には第5回の自由権規約に基づく政府報告書の審査が行われている。いずれの審査にも日弁連はオルタナティブ・レポートを提出して死刑問題についても訴えるが、07年から08年にかけては、日本に対して死刑執行停止を求める国際的圧力が、かつてなく高まることは間違いない。

この流れを、執行停止実現に向けた会内外の運動に確実に結びつけるべく、取り組みを強めなければならない。